様式第八号（第三条関係）

（用紙Ａ４）
0 0 0 0 3

一般建設業の場合は下段を
特定建設業の場合は上段を消す

営業所技術者等証明書（新規・変更）

（１）下記のとおり、｛建設業法第７条第２号 / ~~建設業法第15条第２号~~｝に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
（２）下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

令和　　年　　月　　日

不要なものを消す

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
福島県知事　殿

許可申請の場合は「届出者」を
変更届の場合は「申請者」を消す

申請者 福島市杉妻町２番１６号
~~届出者~~ 福島土木　株式会社
代表取締役　福島　太郎

区　　分　項番 6 1 1（大臣コード 3）
（1．新規許可等　2．営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更　3．営業所技術者等の追加　4．営業所技術者等の交替に伴う削除　5．営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更）

許可日が複数ある場合は最も古いものを記入
新規申請の場合は記入不要

許　可　番　号　6 2 3　~~国土交通大臣~~ 知事 許可（般 特 ー　）第　　号　許可年月日 11 令和　年 13 月 15 日

記

氏　　名	項番 6 3	フリガナ（フリガナ）フクシマ　イチロウ　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 3 フ ク　5 福 島　10 一 郎　生年月日 15 S 4 2 年 18 0 7 月 20 0 7 日
今後担当する建設工事の種類	6 4	3 7　5 7 土 建 大 左 と 右 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
現在担当している建設工事の種類		1　2　3　4　5　6　7　8
有資格区分	6 5	3 1 4　5　7　9　11　13　15　17
変更、追加又は削除の年月日	令和　年　月　日	（旧所属）
営業所技術者等の住所	福島市○○	営業所の名称（新所属）本社

別表3　有資格者コード一覧の「建設業の種類」により記入
上段には、**技術者が今後担当するすべての建設工事を記入**（業種追加などの場合には、新たに担当する建設工事だけでなく、**引き続き担当する建設工事も記入**すること。項番61の区分が「4」の場合は空欄）
下段には、今まで担当していた建設工事を記入（項番61の区分が「1」「3」の場合は空欄）

※よくある間違い！
項番65の区分「01」以外で
一般建設業で「1」

別表3　有資格者コード一覧のコードにより記入
項番64で今後担当する建設工事に対応する資格コードのみ記入すること
様式第1号別紙四と整合性をとること

姓の最初から2文字をカナで記入
濁点、半濁点も含めて一文字とする

氏　　名	項番 6 3	フリガナ（フリガナ）ワカマツ　ツルオ　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 3 ワ カ　5 若 松　10 鶴 雄　生年月日 15 S 3 9 年 18 0 9 月 20 1 7 日
今後担当する建設工事の種類	6 4	3　5　25 4　30 土 建 大 左 と 右 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
現在担当している建設工事の種類		1　2　3　4　5　6　7　8
有資格区分	6 5	3 0 2　5　7　9　11　13　15　17
変更、追加又は削除の年月日	令和　年　月　日	（旧所属）
営業所技術者等の住所	伊達市○○○○	営業所の名称（新所属）本社

姓名の間は一文字空ける
婚姻等による氏名変更は、
変更前を項番61の区分「4」で削除し、
同時に変更後を**別紙**で項番61の区分「3」で追加

項番61の区分が「1」の場合は記入しない

氏　　名	項番 6 3	フリガナ（フリガナ）キタカタ　サユリ　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 3 キ タ　5 喜 多 方　10 さ ゆ り　生年月日 15 S 5 5 年 18 1 2 月 20 1 0 日
今後担当する建設工事の種類	6 4	3　5　10　15　20　25　30 7 土 建 大 左 と 右 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
現在担当している建設工事の種類		1　2　3
有資格区分	6 5	3 6 0　5　7
変更、追加又は削除の年月日	令和　年　月　日	
営業所技術者等の住所	郡山市○○○	営業所の名称（新所属）郡山支店

◎営業所技術者等とは

営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められている。
ただし、条件を満たす場合は、監理技術者等の職務を兼ねることができる。
（国土交通省監理技術者制度運用マニュアルを参照のこと）